

## 平成28年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成28年3月8日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第7 本巢市選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第8 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第9 議案第1号 本巢市監査委員の選任について
- 日程第10 議案第2号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第4号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 議案第8号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第9号 本巢市行政不服審査会条例について
- 日程第18 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第19 議案第11号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 本巢市職員の退職管理に関する条例について
- 日程第21 議案第13号 本巢市職員の降給に関する条例について
- 日程第22 議案第14号 本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第24 議案第16号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第17号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第18号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第19号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第20号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正

する条例について

- 日程第29 議案第21号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第22号 本巢市立幼稚園設置条例について
- 日程第31 議案第23号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第24号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第25号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第26号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第27号 調停の申立て等について
- 日程第36 議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第37 議案第29号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第38 議案第30号 指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第31号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第40 議案第32号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第41 議案第33号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第42 議案第34号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第43 議案第35号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第44 議案第36号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第45 議案第37号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第46 議案第38号 平成28年度本巢市一般会計予算について
- 日程第47 議案第39号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第48 議案第40号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第49 議案第41号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第50 議案第42号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第51 議案第43号 平成28年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第52 議員派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美

9番 安藤重夫  
11番 中村重光  
13番 若原敏郎  
15番 後藤壽太郎  
17番 大西徳三郎

10番 道下和茂  
12番 村瀬明義  
14番 瀬川治男  
16番 上谷政明  
18番 鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦 剛
教育委員会 事務局長	岡崎 誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	大久保守康		

---

## 開会の宣告

### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまから平成28年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。議場内において、市長の行政報告及び所信表明の場面を放送関係者に撮影を許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 村瀬明義君と13番 若原敏郎君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間とし、3月9日、11日から14日、17日から24日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間とし、3月9日、11日から14日、17日から24日までを休会とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席しました主な会議等について報告させていただきます。

2月5日、中津川市において第275回岐阜県市議会議長会議が開催され、船渡副議長と出席しましたので、報告します。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。

第1号議案 地域における障がい者福祉の充実並びに障がい福祉施設整備に対する財政支援措置の強化について、第2号議案 T P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策について、第3号議案

森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進について、それぞれ提案があり、全て原案のとおり採択されました。

続いて、平成28年度負担金について、平成28年度予算について、平成28年度慶弔基金の拠出について、平成28年度慶弔基金会計予算について、それぞれ提案説明があり、全て原案のとおり可決されました。

最後に、次期開催市を羽島市に決定し、閉会いたしました。

次に、2月25日、本巣消防事務組合本部において、平成28年第1回本巣消防事務組合議会定例会が開催され、出席しましたので報告いたします。

定例会の議案は、管理者であった室戸北方町長の逝去に伴い、職務代理者である藤原本巣市長から提案されました。

議案は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、火災予防条例の一部を改正する条例について、平成27年度分賦金の改定について、平成27年度一般会計補正予算について、平成28年度分賦金について、平成28年度一般会計予算についての7件であり、審議の結果、全議案原案のとおり可決されました。

以上の会議のほか、岐阜県市町村職員退職手当組合議会、東海環状自動車道整備促進総決起大会等が開催され、出席いたしました。

以上、報告といたします。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管してありますので申し出てください。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 江崎達己君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（江崎達己君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第49号につきましては、2月1日付で発行し、既に各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、12月に開かれました第5回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、特産とも言えるイチゴ「美濃娘」、柿「おふくろ柿」、花「セントポーリア」を掲載しました。2ページからは、定例会の議決された議案、一般質問、議員活動日誌、委員会報告、審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、最終ページには、民生委員・児童委員の活動の特集記事を掲載しました。

今回は、11月25日、12月18日、24日、年が明けまして平成28年1月7日、14日の計5回、委員会を開催しました。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとして、5月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

6番 臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

報告いたします。

平成28年第1回もとす広域連合議会定例会が、会期を2月16日から26日までの11日間として、本巢市役所本庁舎3階議場において開催されましたので報告します。

定例会に提出された議案は、専決処分の承認1件、広域計画の制定1件、条例の制定及び一部改正10件、平成27年度補正予算3件、平成28年度当初予算3件の計18件でした。

専決処分の承認は、一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分であり、承認されました。

広域計画の制定は、平成28年度から32年度までの「もとす広域連合第4期広域計画」の策定について、議会の議決を求めるものであり、各常任委員会で協議の後、可決されました。

条例の制定及び改正のうち、行政不服審査会条例の制定については、新たな行政不服審査法が施行されたため制定するものであり、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、行政不服審査会に関し必要な事項を定めるため制定するものであり、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事等に関し必要な事項を定めるため条例の改正を行うものであり、広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い条例の改正を行うものであり、広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成27年度の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであり、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の公布に伴い、定年前に退職する意思を有する職員の募集等の条件の見直しを図るため条例を改正するものであり、介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険料の減免に関する申請の期限の変更を行うため条例の一部を改正するものであり、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、介護保険法の一部が改正されたことにより関係条例を整備するものである。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、平成28年4月から地域密着型通所介護等の権限が保険者に移管されることなどにより条例の改正を行うものであり、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、介護保険法の一部改正に基づき地域密着型介護予防サービスの基準に関連する条例を改正する内容でした。

以上、条例の制定及び一部改正については、所管する常任委員会に付託され、審議の結果、全議

案、原案のとおり可決されました。

次に、平成27年度一般会計、介護保険及び老人福祉施設特別会計の補正予算3件については、それぞれ提案説明があり、関係する常任委員会に付託、協議の後、可決されました。

続いて、平成28年度当初予算3件については、一般会計4億4,790万円、介護保険特別会計70億2,960万円、老人福祉施設特別会計8億60万円の予算額となるもので、それぞれ提案説明があり、関係する常任委員会に付託、協議の後、可決されました。

なお、広域連合議会の正・副議長を含む議会構成は、例年2月定例会の際に変更しておりましたが、瑞穂市選出議員の任期が4月で満了するため、それ以後に改選することに決定されました。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

次に、市長から行政報告及び所信表明をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、最初に行政報告を申し上げさせていただきます。

初めに、今年度策定をいたしました第2次総合計画につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本市は、平成16年の合併後、平成18年度を初年度とする本巢市第1次総合計画を策定し、平成27年度を目標年次として各種施策、事業を推進してまいりました。

この間、我が国では人口減少社会が到来し、少子・高齢化の本格化、社会保障費の増大、急速に進む社会経済のグローバル化、高度情報化などを背景として、社会経済のあり方や仕組みが大きな転換期を迎えております。

第2次総合計画は、こうした時代の潮流を踏まえ、本市の将来像に向けて、市民と行政が協働して自主・自立によるまちづくりを計画的に進めていくため、平成28年度から平成37年度までの10年間の長期展望に立って、まちづくりの指針を明らかにするものでございます。

本計画は、市民アンケートや市内4地域におけるワークショップなど、幅広く市民の声を聞くなどし、市民参加、前計画の検証、数値目標の設定、財政計画との整合、各分野における基本計画との整合、広域連携の推進及び計画実行性の確保を基本姿勢とし、策定させていただきました。

また、本市を取り巻く時代の潮流や現状と課題、市民の意向を踏まえ、本市の政策課題のうち、本計画期間において特に重要な政策課題を次の4項目とし、重点的で横断的な施策の展開を図ってまいります。

まず、重要施策課題1つ目は、社会で子育ての体制づくりを進めることとさせていただきます。

本市の南部地域では、人口の増加が進む一方、北部地域では急速な人口減少が進んでいます。全く状況の異なる地域ですが、いずれも子育て世帯が地域から孤立しないよう、家庭・幼稚園・学校・行政・地域・市民団体などが連携した子育て支援の仕組みづくりを構築し、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。

次に、重要施策課題2つ目は、地域の実情に適した住環境やコミュニティーづくりを進めること  
でございます。

本市の南部地域と北部地域では、自然環境や人口など生活環境が大きく異なり、それぞれ実情に  
応じた環境整備を市民と行政との協働で行うこととし、バスや鉄道など公共交通機関の見直し、市  
民の暮らしを支え、親しまれる公園などの整備、ともに支え合う地域コミュニティーづくり、空き  
家等について活用を含めた対策を講じてまいります。

次に、重要施策課題3つ目は、人材育成と協働のまちづくりを進めることでございます。

本市は、住みやすいまちとして全国的にも注目されておりますが、今後さらなる市民サービスの  
充実を図るためには、市民と行政との協働で事業を進めることが不可欠であります。また、職員に  
おいても市民とともに自主・自立のまちづくりを進めるため、リーダーシップが発揮できる人材育  
成に努めてまいります。

次に、重要施策課題4つ目は少子・高齢化社会におけるまちづくりを進めることでございます。

今後、全国的に少子・高齢化が進行し、本市においても同様の傾向にあります。年少人口割合の  
低下と高齢者人口割合の上昇を極力緩やかにし、地域社会の活力を維持していくため、産業振興に  
よる雇用の場の確保や子育て支援を充実してまいります。また、全ての世代が安心して生活できる  
ための福祉や教育を初めとする施策の充実を努めてまいります。

また、本巢市第2次総合計画では、本市の目指す将来像を「自然と都市の調和の中で人がつなが  
る活力あるまち・本巢」とし、以上の4つの重要施策課題を確実に推し進め、自立した市民がとも  
に支え合い、次世代へ住みよいまちを受け渡していく活力あるまちを目指してまいります。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして、御報告を申し上げます。

東海環状自動車道は、早期の全線開通に向け、整備は着々と進んでおります。

本巢市内の現在の進捗状況につきましては、平成25年7月から用地の取得に向けた手続きが始まり、  
現在、2月末の時点で市内の全地権者406名のうち、351名の皆様との補償を含めた契約が完了した  
とお聞きしております。地権者数の割合にいたしまして86%、取得面積では91%となっております。  
今後も引き続き用地買収の早期完了を目指し、未契約の地権者の皆様との契約締結が円滑に進みま  
すよう、市といたしましても全面的に協力をしてまいります。

いずれにいたしましても、この東海環状自動車道西回り区間の整備が早期に進捗いたしますよう、  
引き続き国への要望活動に努めるとともに、市として協力体制を整え、整備促進に万全を期してま  
いりたいと考えております。

次に、空き家バンク事業の状況につきまして、御報告を申し上げます。

近年、全国的に増加してきております空き家は、地域住民の防災や衛生環境、景観などに深刻な  
影響を与えております。本市におきましても空き家が増加傾向にあるため、空き家を借家や売り家  
など資産として活用できる空き家バンクを開設することで、空き家問題の解決と移住・定住者対策  
として推進を図ってまいりたいと考えております。

空き家バンクは、市内の空き家を有効活用し、定住人口の増加を推進するために、利活用できる



空き家情報を収集し、利用希望者へ情報発信する制度であります。空き家バンクの開設に当たっては、今年度、市内全域を対象とした空き家状況調査を実施し、市内の空き家の戸数を把握するとともに、空き家と思われる住宅の所有者に対して、その住宅に関する状況の確認及び今後の活用などについて、意向を確認するためアンケート調査を実施させていただきました。空き家状況調査の結果につきましては、市内の空き家と確認されたのは246戸で、このうち空き家バンクに登録を希望されたのは69戸でありました。また、この69戸につきましては、空き家バンクに登録できる住宅であるかをさらに調査した上で所有者に登録をお願いし、4月1日から市のホームページで公開してまいりたいと考えております。

また、3月2日には空き家バンクに登録されました住宅について、宅地建物取引業協会に所属する不動産会社が、空き家の状況調査や所有者と利用希望者の媒介契約を行うなど、利用者が安心して制度を利用できることを目的として公益財団法人宅地建物取引業協会岐阜北支部と本巣市空き家バンク事業の実施に関する協定書を締結したところでございます。

次に、ジビエ処理施設の整備状況につきまして、御報告を申し上げます。

本市の北部地域の農林業分野における鳥獣被害は増加傾向にあり、被害による収入の減少や、農地の耕作意欲の低下など、深刻な問題となっております。これらの原因といたしましては、過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加や、人家付近の手入れ不足による生息域の拡大、狩猟者の減少・高齢化による捕獲圧の低下などが考えられております。

そこで、捕獲従事者の埋設処理などの負担軽減を図るため、地元猟友会員で組織する一般社団法人里山ジビエ会が、昨年10月、野生鳥獣加工処理施設整備事業に着手され、今月22日に完成予定であるとお聞きしております。

施設は、1次処理室、2次処理室、熟成庫、冷蔵庫及び冷凍庫等を備えた152平米の施設と、139平米の既存施設を事務所として使用する予定で、来年度からの運用を開始する予定でございます。

今後は、ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠した本市独自のマニュアルの作成や、岐阜県と連携した解体処理講習会、必要備品の購入などの運営基盤の確立、ジビエ肉の市場調査を実施し、販路拡大に向けた販売戦略の構築、企業とコラボしたジビエ肉の商品開発や啓発活動などの販路拡大と商品開発、市民によるジビエ料理の開発やコンテストを実施し、市民と一体となったブランド力の向上を図るなどの本巣ジビエブランドの構築を目指す取り組みを進め、里山ジビエ会の自立運営の支援や、ジビエ6次産業化を推進してまいります。

次に、平成28年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月16日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算のほか、条例関係11件の合計14案件でございます。

まず、平成28年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,097万2,000円ございまして、主に人件費の増額によりまして、前年度対比4.08%、1,022万

7,000円の増額となっております。

次に、平成28年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,363億2,875万2,000円でございます。主に保険給付費の増額によりまして、前年度対比5.48%、122億8,652万円の増額となっております。

歳入におきましては、市町村支出金406億5,436万7,000円、国庫支出金775億796万6,000円、県支出金198億9,233万4,000円、支払基金交付金953億1,896万5,000円及び繰越金25億1,400万円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、保険給付費が2,330億3,755万4,000円、保健事業費が8億4,857万4,000円とする事業が主なものでございます。

次に、平成27年度特別会計補正予算につきましては、保険給付費における療養給付費負担金及び高額療養費負担金の増額、69億8,959万2,000円及び諸支出金における高額医療費国庫負担金等の精算による償還額61万3,000円を増額し、69億9,020万5,000円の補正を行うものでございます。

このほか、議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について、議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合手数料徴収条例の制定について、議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号

岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第14号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

提出されました14議案はいずれも原案のとおり可決されましたので、御報告をいたします。

次に、平成28年第1回西濃環境整備組合議会定例会が2月8日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合監査委員の選任同意について、平成27年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第2号）、平成28年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について並びに平成28年度西濃環境整備組合一般会計予算についての4件でございます。

まず、西濃環境整備組合監査委員の選任同意についてにつきましては、三田村晃司氏の選任について同意されました。

次に、平成27年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、ごみ焼却施設の長寿命化計画に係る溶融炉等の基幹的設備改良工事の国庫補助金が要望額どおり採択されなかつ

たことから、不採択となった事業費 1 億1,467万8,000円を次年度へ送ることとする減額補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては原案のとおり承認されました。

次に、平成28年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてでございますが、ごみ処理関係分賦金11億4,584万9,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,650万円の合計11億8,234万9,000円を構成市町の搬入量割、人口割、均等割により、各市町の負担割合を定めるものでございまして、平成28年度の本巢市の負担額は全体の15.01%に当たる 1 億7,334万9,000円でございます。

次に、平成28年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億5,370万6,000円でございます。主に施設建設費の増額によりまして、前年度対比11.7%、3億1,995万9,000円の増となっております。

歳入におきましては、市町分賦金11億8,234万9,000円、ごみ処理手数料等 2 億4,050万3,000円、ごみ処理施設建設に係る国庫補助金 3 億1,298万4,000円、財政調整基金及び施設整備基金からの基金繰入金 2 億3,771万8,000円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費 4 億1,016万5,000円、溶融炉等の定期修繕に伴う工事請負費 2 億2,414万2,000円、平成27年度から 4 カ年の計画で実施するごみ焼却施設の長寿命化計画に係る溶融炉等の基幹的設備改良に伴う工事請負費15億2,303万5,000円及び一般廃棄物処理事業債の償還金及び利子 2 億7,978万7,000円が主なものでございます。

提出されました 4 議案はいずれも原案のとおり可決されましたので、御報告いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、所信表明を申し述べさせていただきます。

平成28年第 1 回本巢市議会定例会の開会に当たり、新年度予算を初め提出議案の御審議をお願い申し上げるに先立ちまして、新年度における施策の大綱と私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただきます。議員各位並びに市民の皆様のおなごの御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、本年 2 月 7 日に行われました任期満了に伴う本巢市長選挙におきまして、議員各位並びに多くの市民の皆様から御支援をいただき、無投票 3 選という大変身に余る結果を与えていただきました。議員各位並びに市民の皆様へ、2 期 8 年の市政運営に対し、評価をいただいたことに感謝申し上げますとともに、私に課せられたその使命と責任の重さを改めて痛感しているところでございます。

私は、平成20年 3 月に市民の皆様のおなごの御支援をいただき、本巢市長として市政をお預かりして以来、市政の推進に当たり市民の皆様のおなごの声をよく聞く現場主義、対話主義、市民目線を市政運営の基本姿勢に、元気で笑顔あふれる本巢市づくりを目指して、産業振興、子育て支援、教育環境の整備などの政策を掲げ、市政を推進し、一定の成果を上げさせていただきました。

しかしながら、この 8 年間、元気で笑顔あふれる本巢市づくりに向けて全力で取り組んでまいりましたが、進行中の事業、検討中の事業や施策、また新たな課題も出てきております。改めて、まちづくり、地域づくりを担う市政には、限度がない、限りなく続いていくものだと痛感していると

ころでございます。

再度、市政を担うことになりましたことから、市民の皆様の御期待に沿えるよう、みずから先頭に立ち、汗をかき、市民の皆様の声をよく聞き、さらなる進化を目指して、引き続き現場主義、対話主義、市民目線を市政運営の基本姿勢に、重点的に取り組む6つの新たな基本政策を掲げ、住みよいまち日本一を目指して、さらに元気で笑顔あふれる本巣市づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

まず、基本政策1つ目の取り組みは「活力」、地域資源を生かして活力を創造するまちにすることでございます。

日本三大桜の一つであります淡墨桜を初め、本市には豊かな自然を背景にした数々の観光資源があります。これらに加え、新たな観光資源の開発、商工会などと連携した特産品の開発や、近隣市町と連携した広域観光の推進に努めてまいります。

また、農林産物や野生獣肉等を活用した6次産業化の推進、地域振興券の発行による小規模事業者の支援などを推進してまいります。

また、東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターチェンジの整備という立地条件を生かし、新たな工場適地の選定による企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の確保を図ってまいります。

また、市の北部地域は人口減少が顕著になり、ふるさとの山や清流を守ることが困難になりつつあります。市民の安全・安心を確保するためにも、中山間地を守るための空き家バンク制度の設置や住宅取得助成など、移住・定住対策をより一層推進してまいります。

次に、基本政策2つ目の取り組みは「安心」、安心してみんなで子どもを育てられるまちにすることでございます。

近年は、核家族化や地域社会での人間関係の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに不安を持つ家庭が増加しております。少子化対策や子育て支援など、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが必要であります。このため、幼稚園などの施設を整備するほか、留守家庭教室の対象者を小学校6年生までに拡大し、親が安心して働けるよう、環境の整備を図ってまいります。また、中学生までの医療費補助に加え、高校生の医療にかかる経費や、多子世帯への子育て支援や三世代の同居・近居のための住宅改修への助成など支援の拡大を進めてまいります。

次に、基本政策3つ目の取り組みは「福祉」、人に優しく生きがいのあるまちにすることでございます。

高齢者や障がいのある方々が、安心して健やかに生き生きと暮らせるよう、地域の見守り活動を強化するとともに、高齢者が自立して生活を送れるよう、日常生活における外出支援や障がい者福祉サービスの充実を図ってまいります。また、生活弱者が安全に集えるよう公共施設のユニバーサルデザイン化を推進するなど、きずなを大切にす社会の実現に取り組んでまいります。

次に、基本政策4つ目の取り組みは「安全」、心が通い合う安全で安心して暮らせるまちにすることでございます。

いつ起こるかかわからない自然災害から市民の生命、財産を守るためには、日ごろからの備えが重要であることから、防災資機材の充実と自主防災組織リーダーの育成を推進してまいります。また、東海環状自動車道のパーキングエリアを活用した防災支援拠点の整備や、市役所分庁舎のあり方や組織体制の見直しなど危機管理体制の強化を図ってまいります。

次に、基本政策5つ目の取り組みは「快適」、住みやすく、利便性の高い快適なまちにすることです。

市民の皆様からの御要望の最も多いのが生活環境基盤の充実であります。このため、引き続き集落間をつなぐ身近な生活道路や排水路、近隣市町を結ぶ幹線道路の整備を進めてまいります。また、東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターチェンジの開通などインフラ整備による都市構造の変化に対応するため、都市計画区域の見直しなどによる土地の有効活用、都市公園の整備など住みやすい環境づくりを推進してまいります。

また、急速に進む高齢化社会を迎え、公共交通の必要性が増大しております。このため、より利便性の高い市営バスの運行に努めていくほか、樽見鉄道や民営バスに対する支援を進めてまいります。

次に、基本政策6つ目の取り組みは「育成」、人材の育成や市民活動が活発な元気なまちにすることです。

元気なまちには、人づくりが重要です。次代を担う子どもたちの教育環境づくりや、市民と行政が協働する市民の自主的な活動を支援し、活力あるまちづくりを進めてまいります。このため、子どもたちが安心して快適に学び、遊ぶことができるよう、小・中学校施設の整備や情報化を進めてまいります。また、市民の皆様が生涯にわたり学びや活動ができるよう、団体活動への支援拡大を進めてまいります。さらに、こうした活動を市政に生かしていただくために、市民協働のまちづくりを進めてまいります。

以上、今後の市政の推進に当たり、重点的に進めていく政策を述べさせていただきましたが、こうした政策を実現していくために、私も含めまして全職員が知恵を出し、汗をかき、市民の皆様と一緒に、住みよいまち日本一を目指して、さらに元気で笑顔あふれる本巣市づくりを引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位を初め市民の皆様のご温かい御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、新年度は市政運営の柱となります本巣市第2次総合計画のスタートの年となります。これからも市民の皆様が本巣市に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただくために、本巣市の特性である助け合いの心と人のぬくもりを基本に、本巣市が有する多様な自然、文化、産業を生かした地域づくりを、議員の皆様を初め市民の皆様のご参加、協力をいただきながら、さらに進めてまいりたいと考えております。

それでは、平成28年度予算につきまして御報告申し上げます。

平成28年度は、本巣市第2次総合計画のスタートの年であるとともに、私の市政3期目のスタートの年でもあります。

まず、市政を取り巻く国内情勢などにつきまして御報告を申し上げます。

我が国の経済は、長年、景気の低迷や厳しい雇用情勢が続いておりましたが、デフレからの脱却と経済再生の実現に向けた取り組みにより、国全体の状況は内閣府の本年1月の月例経済報告で、景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている、また中国を初めとするアジア新興国の景気が下振れし、我が国の景気が下振れするリスクがあるものの、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されるともされております。地方では、まだ実感に乏しいことから、今後も経済再生が早期に地方でも実感できるよう、国のスピード感を持った実効性の高い景気対策と経済改革に期待をしているところでもございます。

また、国におきましては経済再生に加え、喫緊の課題への取り組みとして、人口減少問題の克服と地域の活性化を目指した地方創生に国を挙げて取り組んでおり、昨年度政府は日本の人口の現状と将来の姿を示すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを実現するために、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示したまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。

こうした国の取り組みに対応するため、本市におきましても市内の安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築していくために、本巢市人口ビジョン及び本巢市まち・ひと・しごと総合戦略を昨年10月に策定いたしました。新年度から市民や市議会の皆様の御意見もお聞きしながら、戦略の具体的施策を進めてまいりたいと考えております。

それでは、こうした社会情勢を踏まえた新年度予算の取り組み方針につきまして、御説明を申し上げます。

まず初めに、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来、財源を確保するため、これまで行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、歳出削減への積極的な取り組みや、企業誘致など安定した市税収入を確保することなどに努めてまいりました。その結果、財政の健全化判断比率は、国が示す基準以下となっており、現段階では健全性は保たれている状況でございます。

しかし、今後の財政見通しでは、歳入につきましては、国の経済対策により景気が緩やかな回復基調にあることや、消費税率の引き上げにより地方消費税交付金などの収入増が見込まれるものの、本巢市では市税に次いで収入の多い地方交付税が、既に段階的縮減期間の2年目となり、縮減期間直前の平成25年度に比べ2億4,400万円の減収となっており、今後も収入の減少が見込まれております。国の普通交付税の算定方法の変更により、当初想定していたような大幅な減少は避けられる見込みではございますが、市が自由に使える一般財源の総額が減少することには変わりはなく、今後厳しい財政運営を強いられる見込みであります。

一方、歳出は、ますます進行する少子・高齢化により、医療や介護などに要する経費、いわゆる扶助費などの社会保障関係経費が年々増加しております。また、建物、道路、橋梁など公共施設の老朽化が進行し、施設の維持管理費や改修費も年々増加し、今後も多額の経費増が予想されてお

ます。こうした施設改修などは、今後、財政負担の平準化を図るため、中・長期の計画を策定し、実施していく必要があると考えており、現在策定中の公共施設等総合管理計画に基づき対応をしてみたいと考えております。

現在、本巢市は経常収支比率は低く、弾力性のある財政構造であります。今後歳入は減少し、歳出に占める義務的経費が増加することにより、経常収支比率が上昇し、建設事業などに使用する投資的経費が減少していくという弾力性に乏しい財政構造になっていく懸念があります。

このように今後の財政見通しでも、収入の減少と歳出の増加という財政運営が厳しく、また難しい状況に引き続きあることから、将来にわたり財政の健全性を維持していくためには、収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくことが必要であり、今後も引き続き行財政改革を推し進め、行政運営の原則である最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営に努め、経常経費を削減するなど、事業を計画的に進めることで、財政の健全性の維持を引き続き目指してまいりたいと考えております。

こうした本市の将来の厳しい財政環境を踏まえながら、平成28年度予算の編成に当たりましては、当面する喫緊の課題で国を挙げて取り組むこととなっております地方創生と経済再生に全力で取り組むため、移住・定住対策、子育て支援、景気・雇用対策などの事業を重点的に行うこととしたほか、東海環状自動車道建設に関連し、モレラ岐阜北の土地を取得することとしたため、新年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度当初比、率にして7.3%増、額にして11億5,000万円増の169億2,000万円となっております。

また、新年度予算では、元気で笑顔あふれる本巢市づくりに向け、前年度に引き続き、景気・雇用対策、子育て支援、防災対策、教育環境の整備、危機管理、高齢者対策、観光対策、環境対策、協働の推進、過疎対策、企業活動支援など10項目の施策について点検・見直しを行い、新たな施策や拡充強化のための予算を計上し、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでもございます。

それでは、平成28年度予算の主な施策につきまして、元気で笑顔あふれる本巢市づくりの3つの基本方針と重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、順次御説明を申し上げます。

初めに、地域資源を生かして活力を創造するまちにすることについてでございます。

活力ある地域にするために、特産品の開発など魅力ある農林業や商工会などと連携した活力のある商工業や企業誘致、観光振興など、新たな産業のまちづくりを進めていくものでございます。

まず、将来に向けて活力ある元気な本巢市を築くためには、産業の創出や雇用の場の確保が欠かせません。東海環状自動車道のインターチェンジの整備という立地条件を生かし、市内への企業誘致を引き続き進めていくため、屋井工業団地に続く新たな工場適地の選定を進めてまいります。

また、2020年度までに予定されている東海環状自動車道の開通などインフラ整備による都市構造の変化に対応するため、都市計画区域の見直しに向けた本巢市都市計画マスタープランの改定作業を引き続き実施してまいります。

さらに、商工業の活性化と地域の振興を図るため、市の助成金であります移住・定住補助金、長寿祝い金や、出産祝金などの一部を地域商品券として振りかえて支給する制度を新たに設置してま

います。

景気・雇用対策につきましては、道路新設改良など普通建設事業費に予算を重点配分し、景気対策に努めるとともに、市内の事業者への発注などを通じ、地域での雇用の場を確保してまいります。

また、屋井工業団地への進出企業に対し、本巣市民の雇用を働きかけるとともに、市民を雇用した場合には雇用奨励金を交付してまいります。

農業は本市の基幹産業でもありますが、農業従事者数の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の拡大など多くの課題に直面しております。こうしたことから、農業の振興を図るため、農地の集積・集約化と担い手を育成するための農地中間管理事業に協力してまいります。

また、意欲のある新規就農者に対し、引き続き支援をしてまいりますほか、経営体などが実施する農業用機械や施設の導入経費についても、引き続き助成してまいります。

市北部地域では、近年、猿、鹿、イノシシなどによる農作物被害が急増しており、これらの被害を抑えるために、現在市の猟友会に捕獲委託を行っておりますが、捕獲後の処理を適正に行うため、今年度、野生獣肉処理加工施設を整備しております。今後は、捕獲個体の適正な処理とジビエ料理への活用など有効活用を促進してまいります。

また、猿の被害対策として、26年度以降市内4カ所に設置しております、群ごと捕獲するわなにつきましては、捕獲実績や農作物被害についても一定の効果があることから、新年度も1カ所増設し、農作物などへの被害の減少に努めてまいります。

林業振興につきましては、引き続き間伐事業、基幹林道の整備などを進めてまいりますほか、新たに、県の森林・環境税事業である清流の国ぎふ市町村提案事業の採択を受け、うすずみ公園からうすずみ温泉までの国道157号線沿線の森林を間伐、除伐を行い、良好な景観を整備するなど、森林整備を行ってまいります。

観光振興につきましては、近隣地域との連携による観光振興が必要でありますことから、西美濃広域観光推進協議会と西美濃・北伊勢観光サミットへの参加活動を通じ、本巣市の観光宣伝に努めてまいります。

また、森林を観光資源として活用するため、今年度、整備いたしました森林セラピー基地及びロードのさらなる充実を図るため、新たに森のガイドの養成や案内看板の設置、パンフレットの印刷など、市北部地域への集客を図る森林セラピー推進事業を行ってまいります。

さらに、市のマスコットキャラクター「もとまる」を活用した県内外への広報宣伝活動を強化するため、「もとまるとWAになる〜！」に合わせた公式ダンスの制作や、キャラクターグッズを作成し、イベント等に活用してまいります。

過疎対策につきましては、人口減少が顕著になっております市北部地域への移住・定住を推進するため、地域おこし協力隊員を引き続き根尾地域に2名、外山地域に2名の4名を配置し、地域おこし協力隊員には、市としての具体的な活動方針を提示し活動させるなど、さらなる充実・強化を図ってまいります。さらに、地域住民で構成されております外山地域まちづくり委員会の皆様と地域おこし協力隊員との連携を進め、地域力の維持・強化を図ってまいります。



また、新年度も根尾、外山地域で田舎暮らし体験ツアーを実施するなど市北部地域の魅力の情報発信に努めてまいりますほか、市北部地域に移住・定住を希望する方が購入する新築住宅・中古住宅の購入費、借家の家賃などに対し、引き続きその一部を助成するなど支援をしてまいります。

また、新年度は水鳥団地分譲地に移住・定住を希望される方に対し、住宅建設を条件に新たに分譲地の無償譲渡を検討してまいります。

さらに、子育て世代の市内全域への移住・定住を推進するため、引き続き市南部地域に新築住宅・中古住宅を購入し、移住する45歳未満の方に対し、子どもの人数に応じた加算を含め、購入経費の助成を行ってまいります。

協働の推進につきましては、新年度におきましても、市民みずから企画・運営及び実施する方式で、市の魅力の再発見と未来に向けた郷土愛を育むなどの事業に対し市民提案事業補助金として、引き続き助成をしてまいります。

また、本巣市市民協働指針に基づき市民協働まちづくり推進委員会と、具体的な活動の検討を進めてまいりますほか、NPO法人等が行う自主的な市民活動に対し、引き続き市民活動推進助成金を交付するなどの支援をしてまいります。

次に、安心してみんなで子どもを育てられるまちにすることについてでございます。

少子化対策や子育て支援など、安心して地域で子どもを育てることができるまちづくりを推進していくものでございます。

まず、子育て支援につきましては、新年度から市内全ての園において、未満児から小学校入学前までの園児等をお預かりする幼保一体型の幼稚園がスタートいたします。小学校入学前までの貴重な期間を市内全域同一方式で幼児教育を実施してまいります。

また、留守家庭教室事業につきましては、今年度、外山小学校と根尾小学校での開設に向けての工事と他の6小学校で対象児童の増加に対応できるよう改修工事等を行っておりますが、新年度からは、対象児童を現在の小学校3年生から6年生まで拡大し、子育て支援の強化をしてまいります。

また、家庭における子育て支援及び介護支援の充実を図るために3世代が市内で同居または近居のため、住宅を取得または改修する場合、その費用の一部を新たに助成するほか、18歳未満の子の数に応じて地域商品券もあわせて支給してまいります。

また、子育て世代の負担軽減と福祉の増進を図るため、新たに15歳から18歳までの高校生の入院に係る保険診療自己負担相当分を地域商品券で助成してまいります。

さらに、多子世帯の子育て支援を強化するため、保育料の無料化に加え、新たに給食費につきましても、市内幼稚園の幼稚園部に在籍している第3子以降の園児は無料、小学生、中学生で第3子以降の児童・生徒は、納付額とほぼ同額の地域商品券を支給することにより、実質無料化を行ってまいります。

健康対策につきましては、本巣市健康増進計画に基づき、がん検診や生活習慣病予防のための各種健診事業を、また安心して出産ができるよう妊婦健康診査事業を引き続き実施してまいりますほか、子どもが欲しいと望んでいてもなかなかできない夫婦が特定不妊治療、一般・男性不妊治療を

受けた場合、不妊治療に要した費用の一部に対し、引き続き助成してまいります。

次に、人に優しく生きがいのあるまちにすることについてでございます。

地域で支え合い、高齢者や障がい者が安心して、健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを推進していくものでございます。

まず、高齢者対策につきましては、高齢者の異常等を早期に発見し対応するため、民生委員、福祉協力員や日々訪問を主としております事業所などに御協力いただき、地域ぐるみで高齢者を見守る地域見守りネットワークの充実・強化に努めてまいります。

また、高齢者の外出の機会と交流を創出し、いつまでも元気に暮らせることができるようにするため、市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、樽見鉄道の往復乗車券、うすずみ温泉入浴券などをセットにした利用券を交付するシニア元いきいき支援事業を新年度も対象者数を拡大し、引き続き実施してまいります。

また、高齢者の外出等を支援するため、市内在住の75歳以上のみの高齢者世帯のうち、世帯全員が運転免許証を保有していない世帯について、タクシーを利用していただくことで、外出の機会をふやし行動範囲を広げ、健康増進及び介護予防へとつなげていただく高齢者タクシー利用助成事業を新たに実施してまいります。

また、ひとり暮らしの高齢者・障がい者の方が、外出時に体調不良や事故などの緊急事態に遭遇したとき、必要な情報を救助者等へ伝えるための携帯用緊急時安心ヘルプカードを新たに作成し、希望者の方に配付してまいります。

障がい者対策につきましては、引き続き相談員の配置や介護・訓練、通所などへの支援を行ってまいります。

また、重度の障がい者の経済的負担の軽減と自立及び社会参加を促すために、外出でタクシーを利用する経費の一部を支援する重度障がい者タクシー利用助成事業を引き続き実施してまいります。

次に、心が通い合う、安全で安心して暮らせるまちにすることについてでございます。

豊かな自然環境を保全し、防災や交通安全対策など、心豊かに暮らせる環境づくりを推進していくものでございます。

自然災害等から市民の生命、身体、財産を守るためには、日ごろからの備えが重要でありますことから、公助に加え、自助・共助の仕組みの強化も必要であります。このため、自治会単位に設置されております自主防災組織に対し、防災資機材を購入する経費や防災士の資格取得経費に対し、引き続き助成をしてまいります。

また、災害時の避難場所となります地区集会所の耐震化を促進するため、昭和56年以降建設の地区集会所についても、耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となり工事を行う場合、耐震補強工事に要する経費に対し、新たに助成をしてまいります。

また、地域の消防力を強化するため、現在、消防団に配備しております消防車のサーチライトを光量の強いLED投光器に更新するほか、災害時に小回りのきく車高の高い車を引き続き1台配備し、平常時の見守り活動や災害時の安否確認・救助活動に生かしてまいります。

また、災害時の危機管理体制の強化と効率的な行政運営を図るため、庁舎の統合について引き続き検討を進めてまいります。

さらに、市民が悪質商法などの犯罪に巻き込まれないようにするため、関係者の協力もいただきながら、賢い自立した消費者の育成に取り組んでまいります。

次に、住みやすく、利便性の高い快適なまちにすることについてでございます。

幹線道路網の整備や公共交通機関のネットワーク化などの利便性を高め、都市公園の整備など住みやすく快適なまちづくりを進めていくものでございます。

まず、東海環状自動車道西回りルートにつきましては、2020年度末の全線開通に向け、整備が進められております。市内におきましても、用地買収も約9割と順調に進み、一昨年には本巣市内でも初めて本体工事が着工、今年度は根尾川の架橋工事が着工され、今後も整備が進んでいくものと期待をいたしております。市といたしましても、今後とも用地買収の早期完了に向けた協力をしてまいりますとともに、早期に全線開通をしていただくよう、引き続き要望活動に努めてまいります。

また、市民の皆様からの要望の強い道路整備につきましては、集落間をつなぐ道路や通学路など市民生活に密着した道路の整備を初め、東海環状自動車道へのアクセス道路や幹線道路の整備を引き続き進めてまいります。特に、新年度は東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターへのアクセス道路となる長良糸貫線につきましては、詳細設計業務及び物件補償を含めた用地取得に着手いたします。

高齢化社会を迎え、重要性が増しております公共交通のうち、市営バスにつきましては、市民の皆様意見を反映させたダイヤ、ルートの見直しやデマンド運行について検討を進めるなど、利便性の向上に努めてまいります。また、市内を走る岐阜バス路線で、赤字運行となっております路線に対する支援につきましても、引き続き沿線4市町で協調して行うとともに、新たに広域バスの運行について近隣市町と協議・検討をしてまいります。

また、樽見鉄道につきましては、新年度におきましても沿線5市町で協調し、支援をしてまいります。

地球温暖化対策といたしましては、再生可能エネルギーの活用を推進するため、公共施設へ太陽光発電設備の導入を進めておりますが、新年度も小学校1校に設置してまいりますほか、市民が住宅に設置する住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費につきましても、引き続き助成をしてまいります。

また、市内に設置されております防犯灯を、新年度も引き続き水銀灯から省エネ効果の高いLED灯具に交換してまいります。

上下水道の整備につきましては、本巣地域で整備を進めてまいりました公共下水道整備が平成27年度で完了いたしました。また、水道事業につきましては、災害に対応するため、耐震性の高い水道管への布設がえを引き続き進めてまいりますとともに、市内に点在する水道施設を適正に管理するため、一括監視のできる遠隔監視システムにつきましても引き続き整備し、平成28年度で完了する予定でございます。

次に、人材の育成や市民活動が活発なまちにすることについてでございます。

次代を担う子どもたちの教育環境づくりや、市民と行政が協働する市民の自主的な活動を支援し、活力ある生涯にわたり学べる環境づくりを進めることで、元気なまちづくりを推進していくものでございます。

まず、教育環境の整備につきましては、市内小・中学校における耐震改修、エアコン設置事業などの大規模改修が完了し、今後は老朽化した施設を計画的に改修してまいります。

新年度におきましては、弾正小学校の屋内運動場の耐力度調査を行い、その調査結果に基づき、改修工事に向けた設計業務に着手いたしますほか、糸貫中学校及び真桑小学校のトイレを改修してまいります。

また、太陽光発電設備の設置につきましては、新年度、席田小学校へ設置いたします。残る未設置の根尾中学校、外山小学校、根尾小学校の3校につきましても設置に向けた設計業務に着手いたします。

さらに、学校のICT化を推進するため、小・中学校におけるパソコンの更新や、新たに特別支援学級へのタブレットパソコンの導入、また中学校の全クラスに電子黒板の配置等ICT設備の整備を引き続き実施し、学習支援を図ってまいります。

また、学習支援、生活支援、教育相談など、きめ細やかな指導を行うため、新年度も非常勤講師を増員し、各学校の実態に応じ配置してまいります。

生涯学習の支援につきましては、活動の場となります施設が安全で安心して利用できますように、新たに市民文化ホールの設備改修、市民スポーツプラザの空調機や人工芝の改修、かがやきドームと本巢総合運動場のトイレ設置などを行ってまいります。また、現在賃貸借しております席田北部公園の用地約1万2,000平米を購入してまいります。

また、地域の人材を活用した講座・教室等の充実、自主講座・サークルの育成など、市民の自主的な学習活動を支援いたしますとともに、専門知識を持つ地域の方に、放課後などに小・中学生に対し学習支援などのボランティア活動を行っていただく学力向上サポート事業を市内全域で開催してまいります。

青少年育成の推進につきましては、新年度も平和教育を推進するため、市内中学生に原子爆弾の被爆地を訪問させることにより、核廃絶と平和のとうとさについて学習する青少年平和教育研修事業を実施してまいります。

また、本巢市は「非核平和都市宣言」をいたしておりますが、市民のさらなる平和への願いを醸成させるため、平和に関する特別展示の開催を引き続き行ってまいります。

歴史、文化の保存につきましては、貴重な文化財を次世代に継承するため、市民の皆様に広く知っていただき、文化財への認識を高め、ふるさとの再発見にもなりますふるさと学習ロマンプロジェクト事業を引き続き実施してまいります。

また、東海地方最大級の古墳であります船来山古墳群の詳細遺跡分布調査を引き続き実施してまいりますとともに、今後とも地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら、国の史跡指定に向け

た取り組みを進めてまいります。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と平成28年度予算案などの概要につきまして申し上げさせていただきますが、我が国は今、少子・高齢化が急速に進展しております。こうした社会の急激な変化に対応するため、国におきましては、経済再生、地方創生、社会保障改革など地方にも大きな影響をもたらすさまざまな改革への取り組みが始まっております。私ども地方公共団体もこうした国の改革も視野に入れながら、市政を推し進めていくことが必要であります。このため、平成28年度予算におきましては、地方創生に関連した取り組みを重点的に推進する施策を提案させていただいておりますが、これからも市民の皆様が元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、市民、企業、行政が協働で取り組んでいく市政を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様を初め市民の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

これで諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時59分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

---

日程第4 報告第1号から日程第6 報告第3号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）から日程第6、報告第3号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

平成27年10月5日に本築市早野地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月28日に損害賠償金を22万2,669円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてでございます。これも同じように公用車の事故に係

る損害賠償でございます。

平成27年11月2日に本巢市七五三地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年2月1日に損害賠償金を6万7,586円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、同じく全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

以上2件の報告の詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第3号 専決処分の報告について、これも同じく公用車の事故に係る損害賠償でございます。

平成27年10月13日に本巢市見延地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年2月1日に損害賠償金を19万8,720円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、同じく全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、後ほど教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

報告第1号及び報告第2号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

#### ○総務部長（神谷義幸君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

まず、相手方でございますが、本巢市浅木に在住の高田弘子氏でございます。

事故の概要でございますが、平成27年10月5日午後2時25分ごろでございますが、産業建設部都市計画課職員が公用車を運転し、本巢市早野地内の信号のない交差点を直進した際、左方から走行してきた相手自転車と衝突したという事故でございます。

損害賠償金額といたしましては22万2,669円。

なお、この賠償金については、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

続きまして、報告第2号、これも公用車の事故に係る専決処分でございますが、まず相手方でございますが、本巢市三橋に在住の道脇絵里香氏でございます。

事故の概要でございますが、平成27年11月2日午後3時30分ごろでございますが、社会教育課職員が公用車を運転し、本巢市七五三地内の本巢市立土貴野小学校駐車場で停車中であった相手自動車に衝突したという事故でございます。

損害賠償の金額といたしましては6万7,586円。

この賠償金につきましても、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。  
以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第3号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、報告第3号、公用車の事故の内容について御説明させていただきます。

まず相手方は、岐阜市且島5丁目3番7号の長良化学工業株式会社であります。

この事故の概要でございますけれど、平成27年10月13日午前10時30分ごろ、本巣市学校給食センター内の駐車場で給食センター職員が公用車（給食運搬車）を運転する際、公用車のリアゲート、ボディ後方につけられた開閉部でありますけど、それを格納せず発車したため、そのリアゲートが左隣に駐車中の相手方の自動車に衝突したものであります。

和解の内容といたしましては、損害賠償金として下記の金額を支払う。市及び相手方は本件事故に関し、その他何らの債権債務がないことを相互に確認するというものであります。

損害賠償の額といたしましては19万8,720円でございます。

これにつきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）から報告第3号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）は、以上で報告を終わります。

---

## 日程第7 本巣市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、本巣市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、本巣市選挙管理委員の4名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決定いたしました。

本巣市選挙管理委員には、根尾宇津志54番地、高橋和夫氏、神海641番地、市橋勝氏、見延983番地、飯尾秀和氏、十四条844番地、伊藤美奈子氏、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を本巣市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、高橋和夫氏、市橋勝氏、飯尾秀和氏、伊藤美奈子氏、以上の4名の方が本巣市選挙管理委員に当選されました。

次に、本巣市選挙管理委員補充員4名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決定いたしました。

本巣市選挙管理委員補充員には、第1順位、根尾水鳥217番地、石川章氏、第2順位、小柿220番地1、安藤隆氏、第3順位、仏生寺885番地6、福井愛子氏、第4順位、法林寺103番地1、高田敏幸氏、以上の4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を本巣市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、第1順位、石川章氏、第2順位、安藤隆氏、第3順位、福井愛子氏、第4順位、高田敏幸氏、以上の4名の方が本巣市選挙管理委員補充員に当選されました。

---

## 日程第8 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第8、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。



お諮りします。指名推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、市長 藤原勉君を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した市長 藤原勉君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、市長 藤原勉君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました市長 藤原勉君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 日程第9 議案第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第1号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

平成28年3月31日をもって任期が満了となります三田村晃司氏を再任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。

##### ○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第1号 本巣市監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第2号から日程第12 議案第4号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第2号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第12、議案第4号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第2号から議案第4号につきましては、本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

平成28年3月31日をもって任期が満了となります杉山行生氏、畑中廣司氏及び安藤秀司氏をそれぞれ再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

よろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。

##### ○議長（大西徳三郎君）

議案第2号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第2号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第3号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第3号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第4号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第4号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### 日程第13 議案第5号から日程第15 議案第7号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第15、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第5号から議案第7号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現在の人権擁護委員 高橋則夫氏、浅野豊子氏及び吉村祐子氏の任期が平成28年6月30日付で満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、藤井賢司氏、高橋智恵美氏及び白木佳子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田芳弘君。

#### ○4番（黒田芳弘君）

今、各委員会の委員の選任を議題としてやっておりますが、先ほどの土地評価の審議委員会の委員などにつきましては3人ということですが、今回人権擁護委員候補者ですね、3名上がっておるんですが、それぞれ5号から第7号まであるんですが、提案理由に誰々の任期が任期満了になるので新しい候補者というふうに、3つとも議案がそれぞれ個人を特定されてやっていますが、これはそういった人権擁護委員の選任に当たって地域性ということが加味をされてそれぞれ行

われているのか、それとも議案の性質上分かれてやるので、たまたまこういうふうで退任される方と就任される方が示されてやっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

人権擁護委員でございますが、相談日とかにつきまして各地域で行っておりますので、本巢市の場合ですと4地域ございまして、各地域2名ずつの選出となっております。ですから、その地域で欠員が生じた場合、その地域の方から選出をしているという状況でございます。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第5号の人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第16 議案第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第8号 本巣市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第8号 本巣市教育委員会委員の任命についてでございます。

平成28年3月29日をもって任期が満了となります片岡孝一氏の後任として、村瀬里佳氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求

めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この本巣市の教育委員につきましては、前任者の今回退任をされます片岡孝一さんにおかれましては、選出に当たってPTAの代表というような立場での教育委員に任命したというようなことであつたというふうに私は記憶しておりますが、今回後任の村瀬里佳氏におきましても、そういった立場の人であるというふうに認識をしてよろしいのか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいま議員さんのほうから御質問があつたわけでございますけれど、教育委員につきましては地教行法のほうにおきまして保護者を入れるということになってございます。それで、今おっしゃっていただきましたように、片岡委員さん、前任の方におかれましても保護者の方でございまして、ここに出させていただきます村瀬氏につきましてもPTAの関係の方でございまして、また県と教育ビジョン、こういうものの策定にもかかわっておられた方でございますので、議員おっしゃられるとおりでございます。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ちょっとお伺いいたします。

この村瀬氏が適任かどうかということよりも先に、教育委員会の中において、私も関連することをいろいろと質問をしております。その中において、一般質問等とのことにおいては、当然教育委員会のメンバーの中で1カ月に1遍ずつ会合があるかと思っております。その中の議事録等々を約2年にわたって読ませてもらいました。要点筆記ということもありまして、詳しいことはよくわかりませんが、私の一般質問等々行ったことについて教育長として当然報告等があるかと思っておりますけれども、そのことに対して委員会等々の中から、委員の方たちからそういう発言等が記載されておられません。議事録等々だけで判断をすると、議会の中で問題視されていることが委員会の中で語られていないということになれば、その委員会の存続、何をもって委員会としての形成を

なるかということ等々も含めて疑わなければいけないなという思いがしております。

今回選出された村瀬氏におかれましては、そういうことがないであろうというふうに、今の黒田議員等々の発言、また説明等からうかがえますけれども、そういうことのないように一般質問等々で委員会等にかかわることについての報告、またそれに対しての質疑等々がなされるように、また教育長としてきちんと議論の対象になるように議題として提出もしなければいけないだろうと。また、そういうことが当然この人のPTA等々ということもやっておられるかと思っております。私としては賛成をしたいかと思っておりますけれども、今後とも議会の中で語られることが会議の中でいろんな形として提言がされることを願っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第17 議案第9号から日程第34 議案第26号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第17、議案第9号 本巣市行政不服審査会条例についてから日程第34、議案第26号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第9号 本巣市行政不服審査会条例についてでございます。



行政不服審査法の公布に伴い、新たに設置する本巢市行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

同じく、行政不服審査法の公布に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、他の法令による給付との調整を図るため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第9号から第11号までの3議案の詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第12号 本巢市職員の退職管理に関する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、再就職者による依頼等の規制の導入等により、退職管理の適正を確保するための措置を講ずるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第13号 本巢市職員の降給に関する条例についてでございます。

同じく、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、降給の種類及び手続等を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

平成27年8月の人事院勧告により、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の早出遅出勤務の請求する範囲を拡充するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第17号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、他の法令による給付との調整を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第18号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政不服審査法及び学校教育法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係委員の報酬等を改正するため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第12号から第18号までの7議案の詳細につきましては、後ほど企画部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第19号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてでございます。

真正デイサービスセンターの利用者が減少したことに伴い、真正デイサービスセンターを廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第20号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についてでございます。

同じく、真正デイサービスセンターの利用者が減少したことに伴い、真正デイサービスセンターを廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第21号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

ねたきり老人等介護者に対して支給する慰労金について、慰労金を地域商品券にかえて交付することにより、地域内産業の支援と活性化を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第22号 本巢市立幼稚園設置条例についてでございます。

市内全ての幼稚園及び保育園が幼保一体型施設である幼稚園となることにより、幼稚園の運営を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第23号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてでございます。

同じく、市内全ての幼稚園及び保育園が幼保一体型施設である幼稚園となることにより、幼稚園の構成施設である幼稚園を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第24号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

同じく、市内全ての幼稚園及び保育園が幼保一体型施設である幼稚園となることにより、幼稚園の構成施設である保育所を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第25号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢市出産祝金について、居住要件を見直すとともに、祝金を地域商品券にかえて交付することにより、地域内産業の支援と活性化を図るため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第19号から第25号までの7議案の詳細につきましては、後ほど健康福祉部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第26号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

律に改称されたことに伴い、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど林政部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（大西徳三郎君）**

議案第9号から議案第11号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、議案第9号 本巢市行政不服審査会条例につきましての補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、お手元の議案の概要の5ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、制定の趣旨でございますが、行政不服審査法の全部改正により、新たに行政不服審査法が公布されたことに伴い、設置が義務づけられる不服申し立てを諮問する第三者機関として行政不服審査会を設置するため、審査会の組織及び運営について規定するため、この条例を定めるものでございます。

制定の内容ですが、第2条関係の所掌事務として審査会は法の規定により、その権限に属させられた事項を処理します。

第3条関係の組織として、審査会は委員3人をもって組織します。

第4条関係の委員でございますが、委員は審査会の権限に属する事項に関し公正な判断ができ、かつ法律もしくは条例または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

続きまして、議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましての補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の6ページをごらん願います。

初めに、制定の趣旨でございます。

行政不服審査法の全部改正により、新たに行政不服審査法が公布されたことに伴い、従来の異議申し立ての手続を廃止し、審査請求に一元化することにより、手続保障の水準向上を図るため、この条例を定めるものでございます。

制定の内容でございますが、1として、本巢市情報公開条例の一部改正として、不服申し立て等を審査請求等に改め、所要の改正を行います。

(2)として、本巢市個人情報保護条例の一部改正として、審査請求の費用負担を本巢市手数料条例に規定し、訂正及び利用停止に係る手数料は無料とします。不服申し立てがあった場合の手続を審査請求があった場合の手続に改め、所要の改正を行います。

(3)として、本巢市行政手続条例の一部改正として、異議申し立てに対する行政庁の決定を削除し、所要の改正を行います。

(4)として、本巢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正として、審査申し出人の記載事項を追加し、所要の改正を行います。

(5)として、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正として、関係する条項を整理するものがございます。

(6)として、本巢市手数料徴収条例の一部改正として、行政不服審査法、本巢市情報公開条例及び本巢市個人情報保護条例の制定による審査請求における写しの交付等の場合、審査請求人等が経済的困難及びその他特別な理由があるときは交付に必要な費用を免除します。

(7)として、本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正として、不服申し立てを審査請求に改めるものがございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

続きまして、議案第11号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の26ページをごらん願います。

改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改正が必要なため、所要の改正を行うものがございます。

改正内容でございますが、附則第5条第2項及び第5項関係として、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率について改正するものがございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

経過措置として、この条例による改正後の本巢市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた本巢市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金及び同条第2号に規定する休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるものがございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

議案第12号から議案第18号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第12号 本巢市職員の退職管理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の概要の30ページをお開き願います。

まず、制定の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

が平成28年4月1日から施行されることになり、改正後の地方公務員法では地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられたことに加えまして、営利企業等に再就職した元職員の現役職員への働きかけを禁止することについて、また再就職した元職員に対し再就職情報の届け出を義務づけることにつきまして、それぞれの地方公共団体が必要と認める場合は条例により定めることができるとされましたことから、退職管理の適切な実施を図るため、この条例を制定するものでございます。

次に、制定の内容についてでございますが、まず第2条につきましては、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に課長相当職についていた者は、当該職についていたときに在籍していた執行機関の組織等の職員等に対しまして、契約等の事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間職務上の行為をするように、またしないように要求し、または依頼してはならないこととするものでございます。

第3条につきましては、管理または監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位についた場合、報酬を得る場合に限りませんが、または営利企業の地位についた場合、日々雇い入れられる者になった場合などを除き、再就職情報を届けなければならないとするものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第13号 本巣市職員の降給に関する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の31ページをお開き願います。

まず、制定の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員法の改正によりまして、人事評価制度が法律上位置づけられ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされたことを踏まえまして、職員の降給の事由及び手続を規定するためにこの条例を定めるものでございます。

次に、制定の内容についてでございますが、まず第2条につきましては、降給の種類を規定しておりまして、職員の意に反して職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する降格と、職務の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する降号とするものでございます。

第3条につきましては、職員の意に反して職員を降格することができる場合といたしまして、人事評価の結果が最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が良くないと認められる場合におきまして、指導等の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が良くない状態が改善されないとき、また心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれにたえないことが明らかな場合、上記のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態が改善されないとき、最後に職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合としております。

次に、第4条では降号することができる場合といたしまして、職員の人事評価の結果が最下位の

段階である場合、その他勤務の状況がよくないと認められる場合におきまして、指導等の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態が改善されないときとしているものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第14号 本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の33ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございますが、昨年8月の人事院勧告に基づきまして関係条例の一部を改正するものでございます。

その改正の内容でございますが、第1条につきましては、本巢市職員の給与に関する条例第29条第2項第1号の一般職員の勤勉手当につきまして、12月支給分の支給割合を「100分の75」から「100分の85」に、また特定管理職員につきましては「100分の95」から「100分の105」にそれぞれ引き上げるものでございまして、この引き上げにより年間の期末・勤勉手当の支給割合を現行の「4.1月」から「4.2月」に、0.1月引き上げるものでございます。

次に、第29条第2項第2号関係では、再任用職員の勤勉手当につきまして、12月支給分の支給割合を「100分の35」から「100分の40」に、また特定管理職員につきましては「100分の45」から「100分の50」にそれぞれ引き上げるものでございます。

別表第3条関係でございますが、これにつきましては給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを基本に改定するとともに、初任給は民間との差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の引き上げを行うものでございます。

この第1条につきましては、平成27年4月1日に遡及適用するものでございます。

次に、第2条につきましては、平成28年4月1日から適用いたします本巢市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、まず第29条第2項第1号の一般職員の勤勉手当につきましては、6月支給分の支給割合を「100分の75」から「100分の80」に、12月支給分の支給割合を「100分の85」から「100分の80」に、また特定管理職員につきましては6月支給分の支給割合を「100分の95」から「100分の100」に、12月支給分の支給割合を「100分の105」から「100分の100」にそれぞれ変更するものでございまして、年間の期末・勤勉手当の支給割合の変更はございません。

次に、第29条第2項第2号関係では、再任用職員の勤勉手当につきまして、6月支給分の支給割合を「100分の35」から「100分の37.5」に、特定管理職員につきましては「100分の45」から「100分の47.5」に引き上げ、12月支給分の支給割合を「100分の40」から「100分の37.5」に、また特定管理職員につきましては「100分の50」から「100分の47.5」にそれぞれ引き下げるものでございます。

次に、第3条関係につきましては、本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、第5条第2項の議会議員の期末手当につきましては、12月支給分の支給割合を「100分の210」から「100分の220」に引き上げるものでございまして、この引き上げ

により年間の期末手当の支給割合を現行の「4.05月」から「4.15月」に、0.1月引き上げるものでございます。

なお、この3条につきましては、平成27年4月1日に遡及適用するものでございます。

次に、第4条につきましては、平成28年4月1日から適用いたします本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、第5条第2項の議会議員の期末手当につきましては、6月支給分の支給割合を「100分の195」から「100分の200」に引き上げ、12月支給分の支給割合を「100分の220」から「100分の215」に引き下げるものでございまして、年間の期末・勤勉手当の支給割合の変更はございません。

続きまして、第5条につきましては、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第5条第2項の常勤の特別職職員の期末手当につきましては、12月支給分の支給割合を「100分の210」から「100分の220」に引き上げるものでございまして、この引き上げにより年間の期末手当の支給割合を現行の「4.05月」から「4.15月」に、0.1月引き上げるものでございます。

なお、この第5条につきましては、平成27年4月1日に遡及適用するものでございます。

次に、第6条につきましては、平成28年4月1日から適用いたします本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第5条第2項の常勤の特別職職員の期末手当につきましては、6月支給分の支給割合を「100分の195」から「100分の200」に引き上げ、12月支給分の支給割合を「100分の220」から「100分の215」に引き下げるものでございまして、年間の期末・勤勉手当の支給割合の変更はございません。

なお、施行期日につきましては、第1条、第3条、第5条が平成27年4月1日に遡及し適用するものでございまして、第2条、第4条、第6条につきましては本年4月1日からの適用といたしております。

続きまして、議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の69ページをお開き願います。

まず、制定の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることによりまして、能力本位の任用制度、人事評価制度の導入及び分限事由の明確化等の人事管理の徹底を講ずるため、関係条例を改正するものでございます。

次に、制定の内容でございますが、第1条関係といたしまして、本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、趣旨を定めております第1条中の「第24条第6項」を地方公務員法の改正によりまして「第24条第5項」に改めますとともに、給料表（第3条関係）の「別表」を「別表第1」とし、別表第2として従来規則で定めておりました級別基準職務表を条例に加えるものでございます。

次に、第2条関係といたしまして、本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございまして、第3条の報告事項といたしまして、人事行政の運営の状況に関し、

任命権者が報告しなければならない事項に2号として人事評価の状況を、8号として職員の退職管理の状況をそれぞれ加えるものでございます。

第3条関係につきましては、本巢市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正するものでございまして、第2条の職員を降任または免職する場合の基準とする「勤務成績評定書」を「人事評価記録書」に改めるものでございます。

第4条関係といたしまして、本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございまして、第1条中の「第24条第6項」を地方公務員法の改正によりまして、「第24条第5項」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日といたしております。

続きまして、議案第16号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の77ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございますが、学校教育法等の一部改正によりまして、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定されたことに伴いまして、本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務を請求できる職員を規定しております第8条の3第1項第2号におきまして、その範囲を従前の小学校に加え、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部まで拡充するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございまして、経過措置といたしまして職員が養育する子が施行日以降に小学校等への就学が見込まれている場合には、施行日前においても請求ができるとするものでございます。

次に、議案第17号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の概要79ページをお開きいただきたいと思います。

まず改正の趣旨でございますが、地方公務員災害補償施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、同一の災害について年金が支給される場合、他の年金との支給調整を規定しております附則第9条第1項におきまして、傷病補償年金と厚生年金法による障害厚生年金が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改めるものでございます。

また、附則第9条第2項におきまして、休業補償と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございますが、経過措置といたしまして施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償につきましては、改正後の調整率を用いることとし、施行日前に支給される傷病補償年金及び休業補償につきましては、従前の例



によるものとするものでございます。

次に、議案第18号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の84ページをごらん願います。

まず、改正の趣旨でございますが、行政不服審査法の公布に伴い設置いたします行政不服審査会委員の報酬額を規定いたしますとともに、学校教育法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、就学指導委員会の名称を改めるものでございます。

次に、改正の内容といたしましては、別表中に行政不服審査会委員を加え、その報酬額を日額6,000円とするものでございます。また、就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、議案第12号から議案第18号までの補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

12時を回っておりますけど、引き続き補足説明を受けます。

議案第19号から議案第25号までの補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

#### ○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、議案第19号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について並びに議案第20号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要につきましては、86ページから90ページでございます。

真正デイサービスセンターの利用者が減少したことに伴いまして、平成27年度より定員数を20人から15人へ削減し、介護職員等の配置の見直しの経営努力を行ってまいりましたが、利用者の増加が見込まれないため、真正デイサービスセンターを廃止するに当たり、本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例第3条及び別表第2、別表第3、本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例別表第1から真正デイサービスセンターを削除するものであります。

条例の施行は、平成28年4月1日からとするものであります。

続きまして、議案第21号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例につきましてでございます。

議案の概要91ページ、92ページでございます。

ねたきり老人等介護者に対して支給する慰労金につきまして、地域内産業の支援と活性化を図るため、第4条第1項に「ただし、その一部又は全部を本巢市商品券発行事務組合が発行する商品券に代えることができる。」を加えまして、商品券にかえることができるようにするものであります。

条例の施行につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

議案第22号 本巢市立幼稚園設置条例につきまして、議案の概要93ページでございますが、これまで幼稚園、幼稚園及び保育園の関係条例は合併前の幼稚園関係条例、幼稚園関係条例、保育所関係条例がそのまま引き継がれてきたため、構成が複雑となっており、平成26年度より段階的に関係条例の整理を行い、市内全ての幼稚園及び保育園の幼稚園化に取り組んできました。

平成28年4月から真正地域の幼稚園化に伴い、市内全ての幼稚園及び保育園が幼保一体型施設である幼稚園となることにより、幼稚園の運営を規定するため、本巢市立幼稚園設置条例を制定するものであります。

第1条におきまして、保育園及び幼稚園を一体的に運営する本巢市立幼稚園の設置の趣旨。

第2条におきまして、8つの幼稚園の名称及び位置。

第3条に園長及び職員の配置を定めるものであります。

第4条に幼稚園管理における定員、保育時間等の保育の充実を図る配慮を定めるものであります。

条例の施行は平成28年4月1日から、また本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の廃止を附則において定めるものであります。

議案第23号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例につきまして、議案の概要94ページ、95ページでございます。

本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の廃止、本巢市立幼稚園設置条例の制定に伴い、幼稚園の関係する規定を本巢市立幼稚園条例に集約し、本巢市立保育所条例との整合性を図るものであります。

第2条におきまして、市内全ての幼稚園の名称及び位置を明記するものであります。

条例の施行は、平成28年4月1日からでございます。

議案第24号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要96、97ページでございます。

条例の題名におきまして、市立であることを明記するものであります。

第1条におきまして、「本巢市立保育所の設置及び管理に関し必要な事項は、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。」を削除し、「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する児童を保育するため、法第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置する。」根拠法令を明記するものであります。

第2条におきまして、市内全ての保育所の名称及び位置を明記するものであります。

第3条におきまして、関係法令が第1条に記載してあるため、関係法を省略した形で明記するものであります。

条例の施行は、平成28年4月1日からであります。

議案第25号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要98ページから100ページまででございます。

出産祝金の支給につきまして、祝金の一部または全部を本巢市商品券発行事務組合の商品券にか

えることができることにより、地域内産業の支援と活性化を図るため、第2条におきまして「ただし、その一部又は全部を本巢市商品券発行事務組合が発行する商品券に代えることができる。」を加えるものです。

また、第2条第1号、第2号におきまして、平成29年4月1日から第3子につきましては「30万円」を「10万円」に、第4子以降につきましては「50万円」を「20万円」に金額の改定を明記するものでございます。

第3条を「祝金の支給対象者は、出産時に本市の区域内に住所を有し、出産後も引き続き本市に出生子と共に1年以上住所を有し、公租公課等を滞納していない保護者とする。」を、「祝金の支給対象者は、出生時に本市の区域内に住所を有し、出産後も引き続き本市に出生子とともに住所を有する意思がある者のうち、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。ただし、公租公課等を滞納している場合は支給対象者とししない。」にし、第1号において支給対象児の出産日において、市内に住所を有する期間が連続して1年を経過している者、第2号において支給対象児の出産日以後において、市内に住所を有することとなった日から起算して引き続き1年を経過している者と改めるものです。

第4条におきまして、市内に住所を有する期間が連続して1年を経過した日から3カ月以内とするに改めるものです。

第7条の第2号「出産後1年以内に転出したとき。ただし、災害その他やむを得ない理由により市長が認めた場合は、この限りでない。」を削除し、第3号を第2号に改めるものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。

**○議長（大西徳三郎君）**

議案第26号の補足説明を林政部長に求めます。

林政部長 蜂矢嘉徳君。

**○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得兼総務産業課長（蜂矢嘉徳君）**

それでは、議案第26号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の101ページをごらんください。

初めに改正の趣旨でございますが、鳥獣の保護及び鳥獣の適正化に関する法律が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律への改称をされたため、本巢市手数料徴収条例の一部を改正するものでございまして、具体的な改正内容といたしましては、別表9の部の規定中の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（大西徳三郎君）**

ここで暫時休憩をいたします。13時30分に再開をいたします。よろしくお願ひします。

午後0時16分 休憩

---

午後1時29分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

---

日程第35 議案第27号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第35、議案第27号 調停の申立て等についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第27号 調停の申立て等についてでございます。

真正中学校グラウンドの敷地内の本巢市下真桑字高田1011番2ほか3筆の土地について、土地所有権の範囲等を確定させるため、裁判所へ調停を申し立てするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げます。

よろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第27号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、議案第27号 調停の申立て等につきまして、補足説明をさせていただきます。

土地所有権の範囲等を確定させるために裁判所に民事調停の申し立て等をするることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

調停の申し立てをする相手方ですが、本巢市下真桑に在住の吉村典氏でございます。

調停の申し立ての要旨ですが、市が別紙物件目録記載1、2、3、4の土地、次ページに記載された土地でございますが、その所有権が市が有することを確認するものでございます。

1から4までの土地は、真正中学校グラウンド内にあります私有地でございます。吉村氏名義の土地、字高田1011の1、面積143平米。その土地の周辺にございます隣接した市名義の土地でございます。吉村氏は自分名義の土地とその周辺の土地を合わせて縄伸び分1,345平米を覚書に基づき、自己所有地として主張されております。それに対しまして、市は市名義の土地は市有地として確定させるための調停を行うものでございます。

(2)として、相手方は市所有の別紙物件目録記載の1、2、3、4の土地を使用することは妨害

してはならないこと。

それから、3として、市は本調停において必要があるときは、裁判所に境界確定訴訟を提起することができること。

4として、市は本調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができることとしております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

確認ですが、先ほど市長は3筆と言われましたが、4筆の誤認ではありませんか。

[「ほか3筆」と呼ぶ者あり]

ほか3筆。了解。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

この調停について、なぜ調停をしなければいけないのか等々について、お伺いをいたします。

この土地は前に私も一般質問をして、この土地についての所有権はどこにあるかということをお尋ねいたしました。総務部長におかれましては、市に権利があるということを述べておられます。

今の説明の中において、その土地が市が有するものの確認をするということによっておられますけれども、本来登記に記載されている人、市なら市のものを一々調停に申し出て確認をしなければいけないということになれば、私の土地もかなりたくさんありますけれども、その土地を一々するときに調停を申し込まないといけないのかという話になります。

それから、もう1点は、2番目の中に今言われる4筆の土地を吉村氏が使用することを妨害してはならないということが覚書として記載されてあるということになれば、その土地は市の所有物として、そしてその土地を吉村氏が使用するということになれば、当然市としては使用料の請求をすれば事は足りることであろうと思っております。当然今までにおいて、使用料の請求をしたことがあるかということになってきます。

それから、もう1点、裁判中の要領として、その権利を放棄してもらうための調停なのか否かということが定かではない。それから、40年近くの歳月の中において、この問題がいまだに解決されていない。40年近く前と同じような状況にある中において、教育委員会の中でそういうことが語

られていたのか。また、今回調停を申し込むに当たって、教育委員会の理解の中で教育委員会の方たちの承認を得ているのか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

前半につきまして、総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

最初の御質問がこの4筆の土地について確認をなぜするのかという御質問でございますが、これまで吉村氏とは幾つかのトラブルがございまして、市名義の土地であっても、それは縄伸び分は私の土地であるということを主張されておみえになることから、それを確定させるために調停を行うものでございます。

それから、2番目の使用料のことでございますが、妨害してはならないというところでございますが、この1、2、3、4の市有地をグラウンド整備して利用するとき、隣地である吉村氏の土地143平米と工事するときなどにトラブルにならないために記載しておるもので、使用料を取るかどうとかいうことではございません。

それから、権利放棄のための調査ではなくて、これもあくまでも市名義の土地を確定させるための調停ということでお願いしたいと思います。先ほどの使用料というのは、143平米以外の市名義の土地をグラウンドとして整備するためには、やっぱり隣地の承諾とかいろいろ要りますので、そのときに苦情が出ないために入れてある言葉でございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

まず、教育委員会の中でこの問題について語られているかということですが、議会での一般質問の内容等につきましては、教育長のほうからその都度内容を各委員に報告しております。

また、問題解決を教育委員会の承認を得ているかというお尋ねについては、承認自体は得ておりませんが、こういう方法で問題を解決していきますという内容の報告は教育長のほうからしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今の説明の中に市の名義の土地を開発するとき、隣接する吉村氏の所有する土地を踏んだり変えたりして迷惑をかけないというような形の説明だったと思うんですね。

だとすると、吉村氏は、今の吉村氏の名義になっている土地以外の土地は市の土地であるということをお認めしているというふうに捉えるわけなんです。ですので、何ら調停もやる必要もなからうかというふうに思っております。

それから、そういう解釈であるとするなら、隣接する土地に被害の及ぼさない範疇内においてグラウンドの整備をすることにおいて、もう少し広く整備もでき、いろんな問題の解決等に当たったのではないかなと思っております。それが三十数年、40年近い歳月を経て、なぜ今この時期にやらなければいけないかという理由が見当たりません。よって、なぜこの時期に教育委員会委員たちの中で議論もされていないような問題がどうしてこの時期にされたのかということなんです。もう少し早くこの問題が発覚して、私が議員になるもっと前からそういう問題があったかと思っておりますけれども、そういう問題がどうして教育委員会の中で語られ、またそういう方向性に向かわなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

40年を超える問題について、なぜ今なのかというお話でございます。

この問題につきましては、教育委員会で先ほど討論、議論とか、そういうことについてということではなくて、問題として提起させていただいておりますのは先ほど事務局長のほうから申し述べたとおりでございます。一昨年の平成26年9月の段階から毎回議会で答弁させていただき内容につきましても御報告をさせていただいて、そしてこの土地の扱いにつきまして委員さん方にも、このような方法で解決していく方針でありますということをお伝えさせていただいているところでございます。

その内容でございますけれども、最終的に子どもたちにとっていい環境のもとで子どもたちの教育環境を整備したいという思いで実施をさせていただくと。40年以上にわたる経緯がございますので大変難しいわけございまして、この件につきましては法律の専門家のお力をおかりしながら調停、さらにはそれで解決がいかんときには訴訟のほうも視野に入れながら、何とか解決して、子どもたちにとっていい教育条件を整備してまいりたいと。そういう方向で毎回御説明を申し上げてきているところでございます。

この御説明の中で、途中境界を明らかにするということで筆界特定、こういう制度のお話も出させていただきましたし、最終的には調停、そういう形でお話をさせていただいているところでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと、そんなふう思うところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

3回目の質疑ということで。

○3番（鐔本規之君）

調停をすることも前進の一つかと思っております。私がなぜこのことを言ったかということ、はっきり言いますと、教育長さんの任期が満了近くになってからどうして行動を起こしたのかということなんです。この問題は、教育長さんが教育長になった当時からこの問題は表に出ていた問題だろうと思っております。それが任期満了近くになってからそういう問題を起こすということになると、

再任されればまた別の話ですけれども、新しい人が来たときに、またその問題を引きずるということで、本来であるなら任期中に解決する努力をすべきであったのではないかなという思いが非常に強うございます。ですので、再任されれば、またそれはそれで結構なんですけれども、もし再任されないということになれば、後任に当たる人たちがまた同じようなつらい思いをするであろうということであって、そういう人たちにそういう負のものを受け継がせることはいかがかなという思いがして質問をしたわけでございますので、答弁のほうは結構でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第27号 調停の申立て等については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第36 議案第28号及び日程第37 議案第29号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第36、議案第28号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更について及び日程第37、議案第29号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第28号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定いたしました本巣東辺地に係る総合整備計画について、林道における辺地対策事業債を増額するために変更するものでございます。



次に、議案第29号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

同じく、既に策定しております根尾西辺地に係る総合整備計画について、市道及び林道における辺地対策事業債を増額するために変更するものでございます。

以上、議案第28号及び第29号の2議案の詳細につきましては、企画部長より後ほど御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（大西徳三郎君）**

議案第28号及び議案第29号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、議案第28号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の79ページ及び議案の概要の104ページ、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

本巣東辺地に係る総合整備計画につきましては、平成26年3月の議会定例会におきまして計画の議決をいただいているところでございますが、今回事業の見直し並びに事業年度の変更等に伴いまして、計画の変更を行うものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案の概要の104ページの事業計画位置図に太線で囲ってありますところが辺地の区域でございまして、木倉、川内、長谷地区の一部が本辺地の区域でございまして、辺地の中心は外山1811番地1で、辺地度点数は151点であります。

変更の内容につきましては、議案の概要の105ページ、総合整備計画変更参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。左が変更前、右が変更後となっております。

初めに、区分2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、世帯数の減少に伴いまして、149世帯を146世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございますが、市道につきましては長谷地内の市道本巣3017号線舗装事業の見直し、また同じく長谷地内の市道本巣3014号線舗装事業、木倉地内の市道本巣3078号線舗装事業及び川内地内の市道本巣3063号線舗装事業に係る計画期間の延長や事業費の変更によりまして、市道のトータルといたしまして辺地対策事業債の予定額を636万円減額をいたしまして、584万円とするものでございます。

次に、林道につきましては、川内地内の林道猪ノ谷線舗装事業の計画期間の変更と、林道猪ノ谷線改良事業に係る事業年度の変更とあわせ、事業費を102万円増額したことによりまして、林道トータルといたしまして辺地対策事業債の予定額を50万円増額し、1,290万円とするものでございます。

続きまして、議案第29号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の81ページと議案の概要の106ページをそれぞれごらんいただきたいと思っております。

根尾西辺地計画につきましては、昨年の3月の議会定例会におきまして、計画の議決をいただいているところでございますが、今回事業の見直し並びに事業実施年度の変更等によりまして、計画の変更を行うものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案の概要の106ページの事業計画位置図に太線で囲ってありますところが辺地の区域でございまして、根尾長嶺以北から根尾大河原までの8地区でございます。

辺地の中心は根尾長嶺248番地でございまして、辺地度点数は227点でございます。

変更の内容につきましては、議案の概要の107ページ、総合整備計画変更参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左が変更前で、右が変更後となっております。

初めに、区分2の公共的施設の整備を必要とする事情でございまして、世帯数の減少に伴いまして、112世帯を111世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございまして、市道につきましては根尾越波地内の市道根尾83号線におきまして、新たに落石防護網の補修が必要になったことによる事業費の計上と、同じく市道根尾83号線の災害防除事業及び舗装事業に係る計画期間や事業費の変更によりまして、市道のトータルといたしまして辺地対策事業債の予定額を358万円増額し、1億617万円とするものでございます。

また、林道につきましては、根尾越波地内の林道猫峠線及び林道折越線の改良事業と、根尾能郷地内の林道檜ヶ島線及び林道中上原線の舗装事業に係る計画期間及び事業費の変更によりまして、林道のトータルといたしまして辺地対策事業債の予定額を70万円増額し、3,440万円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

#### 日程第38 議案第30号（上程・説明）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第38、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第30号 指定管理者の指定についてでございます。

根尾生活支援ハウスほか12施設の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了するため、施設管理の継続性と地域住民への福祉サービスを効率的に提供する目的として、引き続き社会福祉法人本巣市社会福祉協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど健康福祉部長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（大西徳三郎君）**

議案第30号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

**○健康福祉部長（村瀬正敏君）**

議案第30号 指定管理者の指定につきまして、補足説明をさせていただきます。

根尾生活支援ハウスのほか12の施設につきましては、全て福祉施設であり、管理の継続性と地域住民への福祉サービスの上に立って効率性を考える必要があります、またこれらの施設につきましては利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設であります。

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進を図ることとしており、施設管理と同時に市が委託しております福祉事業を実施していることから、地域福祉の信頼も厚く、市の施策の一翼を担っている団体であります。従来から指定管理者として施設の管理運営を施設及び管理運営に熟知していることに福祉事業も実施していることから、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会を指定管理者とするものでございます。

また、指定管理の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。以上でございます。

---

**日程第39 議案第31号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（大西徳三郎君）**

日程第39、議案第31号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第31号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてでございます。

美濃加茂市の岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退に伴い、この規約を定めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

議案第31号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

**○健康福祉部長（村瀬正敏君）**

議案第31号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

岐阜地域児童発達支援センター組合から美濃加茂市の脱退に伴い、12月議会におきまして岐阜地域児童発達支援センター組合規約の一部を改正する規約につきまして議決をしていただきましたが、岐阜県より変更内容について構成市町全て統一した表示にする必要があるとの指示がありましたので、岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議をするものであります。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第40 議案第32号から日程第45 議案第37号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第40、議案第32号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてから日程第45、議案第37号 平成27年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第32号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,865万3,000円を減額するものでございます。

歳入の主な増額といたしましては、財政調整基金利子などの債券運用益による財産収入の増額、また減額といたしまして、財源調整に伴う財政調整基金繰入金、事業費確定に伴う臨時福祉給付金支給事業の事務費補助金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の事務費補助金など国庫補助金を減額するものでございます。

また、歳出のうちの主な増額といたしましては、マイナンバー制度の運用開始に伴う住民情報システムと市内ネットワークのインターネット分離による情報セキュリティ強化対策事業費の増額、軽減世帯の増加によります国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金の増額など、また減額といたしまして、補助不採択による本巣中学校屋外運動場整備事業、事業完了に伴う道路新設改良費、また社会資本整備総合交付金事業費などを減額するものでございます。

また、社会資本整備総合交付金事業など4事業につきましては、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第33号 平成27年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,100万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前期高齢者被保険者数及び加入率の増による前期高齢者交付金の増額と、また前年度繰越金の増額、また退職被保険者数の減による療養給付費交付金を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額と、事業決定見込み額の減に伴う介護納付金等を減額するものでございます。

次に、施設勘定につきましては、職員給与費の増により歳入歳出それぞれ56万4,000円を追加するものでございます。

次に、議案第34号 平成27年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ578万4,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、特別徴収保険料を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、保険料等負担金を減額するものでございます。

以上、議案第33号及び第34号の2議案の詳細につきましては、後ほど市民環境部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第35号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万9,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金を増額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、消費税等の予定納税額の増に伴う消費税を増額するも

のでございます。

次に、議案第36号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ617万2,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、人事異動に伴う職員給与費を減額するものでございます。

次に、議案第37号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的支出につきまして、給与改定に伴う職員給与費の増額により組み替えをお願いするものでございまして、収益的収入及び支出の総額に変更はございません。

以上、議案第35号から第37号までの3議案の詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

議案第32号から議案第37号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び担当部長に補足説明を求め、その後に質疑を行います。

---

#### 日程第46 議案第38号から日程第51 議案第43号まで（上程・説明）

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第46、議案第38号 平成28年度本巢市一般会計予算についてから日程第51、議案第43号 平成28年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第38号 平成28年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ169億2,000万円でございます。前年度予算額に比べ11億5,000万円、7.3%の増額となりました。

歳入の主なものといたしましては、市税が総額52億3,427万3,000円でございます。

市民税につきましては、主に平成26年分の収入増による所得割の増により1,199万2,000円の増額、固定資産税につきましては、主に屋井工業団地の工場立地により1億3,102万8,000円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、総額6億3,700万円、地方交付税につきましては、総額38億3,000万円でございます。

国庫支出金につきましては、総額12億9,067万3,000円でございます。

主に臨時福祉給付金等給付事業費・事務費補助金9,274万円の増、障害者自立支援給付費負担金2,332万3,000円の増、また真正中学校校舎増築事業の完了によります中学校校舎増築事業負担金6,228万円の減額、社会資本整備総合交付金5,230万円の減などによりまして、国庫支出金は前年度予算額より3,448万9,000円の減額となっております。

次に、県支出金につきましては、総額9億3,651万3,000円でございます。

主に保険基盤安定負担金1,509万円の増、障害者自立支援給付費負担金1,166万1,000円の増、野生獣肉処理加工施設整備事業の完了によります鳥獣被害防止総合対策交付金2,065万6,000円の減、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金2,027万5,000円の減などによりまして、総計いたしますと前年度予算額より2,032万3,000円の増額となっております。

繰入金につきましては、総額17億127万4,000円でございます。

主に財政調整基金繰入金6億2,000万円の増により、前年度予算額より5億9,107万5,000円の増額となっております。

市債につきましては、総額15億8,090万円でございます。

主に合併特例債4億6,950万円の増、辺地債5,600万円の増により、前年度予算額より1億9,020万円の増額となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費関係では、移住・定住促進事業に2,452万2,000円、公共施設等総合管理計画策定事業に555万5,000円を計上いたしております。また、商品券事業による地域経済活性化として10事業、総額で5,607万3,000円を計上いたしております。

民生費関係では、介護・訓練等給付費に4億6,927万4,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に1億1,445万円、シニア元いきいき事業に921万5,000円、三世代同居・近居支援事業に300万5,000円を計上いたしております。

衛生費関係では、健康管理システム機器更新事業に1,003万2,000円、妊婦等各種健康診査事業に5,347万9,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に3,366万7,000円を計上いたしております。

農林水産業費関係では、鳥獣被害対策事業に1,673万2,000円、里山修景事業に540万円、林道橋りょう長寿命化修繕計画策定事業に324万円を計上いたしております。

商工費関係では、企業立地促進奨励金に1億524万1,000円、淡墨公園のトイレ改修工事に1,542万4,000円、グリーン・ツーリズム誘客事業に356万4,000円を計上いたしております。

土木費関係では、長良糸貫線道路整備事業に3億8,314万8,000円、市道糸貫7号線整備事業に2億386万9,000円、都市計画マスタープラン改定事業に1,075万2,000円、水鳥住宅遊具設置工事に345万6,000円、その他道路新設改良事業等を引き続き推進するための予算を計上いたしております。

消防費関係では、岐阜県防災情報通信システム市町村局整備費負担金に1,395万4,000円、自主防災組織活性化補助事業に556万円、消防団充実強化事業に350万円を計上いたしております。

教育費関係では、小・中学校タブレット導入事業に680万9,000円、中学校のトイレ洋式化事業に4,236万3,000円、多子世帯給食費軽減事業に559万8,000円、席田北部公園用地取得事業に3億2,459万9,000円を計上いたしております。

最後に諸支出金といたしまして、土地開発公社先行取得土地買戻し事業に7億3,400万円を計上いたしております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第39号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は歳入歳出それぞれ44億円となり、前年度予算に比べ8,300万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に退職者医療制度の新規加入者適用の廃止によるものでございます。

次に施設勘定予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,400万円となり、前年度予算に比べ100万円の増額でございます。

次に、議案第40号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ3億6,500万円となり、前年度予算に比べ1,600万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上、議案第39号及び第40号の2議案の詳細につきましては、後ほど市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第41号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ6億6,000万円となり、前年度予算に比べ100万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に修繕料の減によるものでございます。

次に、議案第42号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ3億5,500万円となり、前年度予算に比べ2億5,300万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に本巢地区処理施設整備事業の完了の減によるものでございます。

次に、議案第43号 平成28年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

簡易水道特別会計との統合により、収益的収入及び支出につきましては、収入、支出それぞれ9億1,300万円となり、前年度予算に比べ3億2,900万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に簡水統合に伴う減価償却費の費用化によります増、また有形固定資産減価償却費の増によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は4,554万2,000円減額の4億4,925万8,000円、資本的支出は2億2,279万6,000円増額の8億79万6,000円となっております。

以上、議案第41号から第43号までの3議案の詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきましてはの御説明を申し上げましたが、よろしく御



審議いただきまして適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第38号から議案第43号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び担当部長に補足説明を求め、その後質疑を行います。

---

日程第52 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第52、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月10日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員